

年 発 0 2 2 0 第 3 号
令 和 2 年 2 月 2 0 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」
の一部改正について

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号。以下「民法改正法」という。）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」（平成 19 年 11 月 15 日付年発第 1115004 号。以下同じ。）の一部を下記のとおり改正し、民法改正法の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）から適用することとしたので、貴管下の規約型企業年金を実施する事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について
新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 確定給付企業年金の給付の取扱いについて 確定給付企業年金による給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごと に支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）は、民法（明治29 年法律第89号）<u>の時効の規定が適用されるが、同法第145条の規定によりそ の時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 確定給付企業年金の給付の取扱いについて 確定給付企業年金による給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごと に支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）は、民法（明治29 年法律第89号）<u>第169条の規定によりその時効は5年であるが、同法第145 条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。</u></p> <p>3・4 (略)</p>